

介護職員等によるたん吸引等の実施のための 制度等について

福島県高齢福祉課

介護職員等によるたん吸引等の実施のための制度について

(社会福祉士及び介護福祉士法)

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施することができます。
- 実際にたんの吸引等を行うためには、(1)一定の研修（喀痰吸引等研修等）を受け、たんの吸引等に関する知識や技能を修得し、(2)都道府県から「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けるとともに、(3)当該職員が所属している事業者が「登録特定行為事業者」として登録を行うことで初めてできるようになります。
- **事業所ごとに喀痰吸引等の業務を行う登録をしなければ、介護職員等が喀痰吸引や経管栄養を実施することはできません。**（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項、法附則第20条第1項）

実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの。
保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
 - 対象となる医療行為
 - * たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
：口腔内及び鼻腔内のたんの吸引は、咽頭の手前までが限度
 - * 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）
：実施にあたっては、医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師）による確認〔胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の実施に際しては、胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと〕〔経鼻経管栄養の実施に際しては、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていること〕が必要。
- ※ 実際に実施できるのは研修等の内容等に応じ、上記の行為の一部または全部となる。

介護職員等の範囲

○ 介護福祉士

以下の「介護福祉士」であって、喀痰吸引等制度における実地研修を修了した行為について、（公財）社会福祉振興・試験センターに登録申請を行なった者

- ・平成28年度以降の介護福祉士国家試験合格者
- ・上記以外の介護福祉士であって、介護福祉士養成施設等において医療的ケアに関する研修課程を修了した者

○ 介護職員等のうち、都道府県又は登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修を修了し、都道府県知事の認定を受けた者（認定特定行為業務従事者）

⚠ これら以外の者が喀痰吸引等を実施した場合は、医師法違反、保健師助産師看護師法違反となり、これらの法令により罰せられる場合があります。（医師法第17条及び同法第31条第1項1号、保健師助産師看護師法第29条から32条及び同法第43条第1項第1号）

喀痰吸引等の提供が可能な事業所

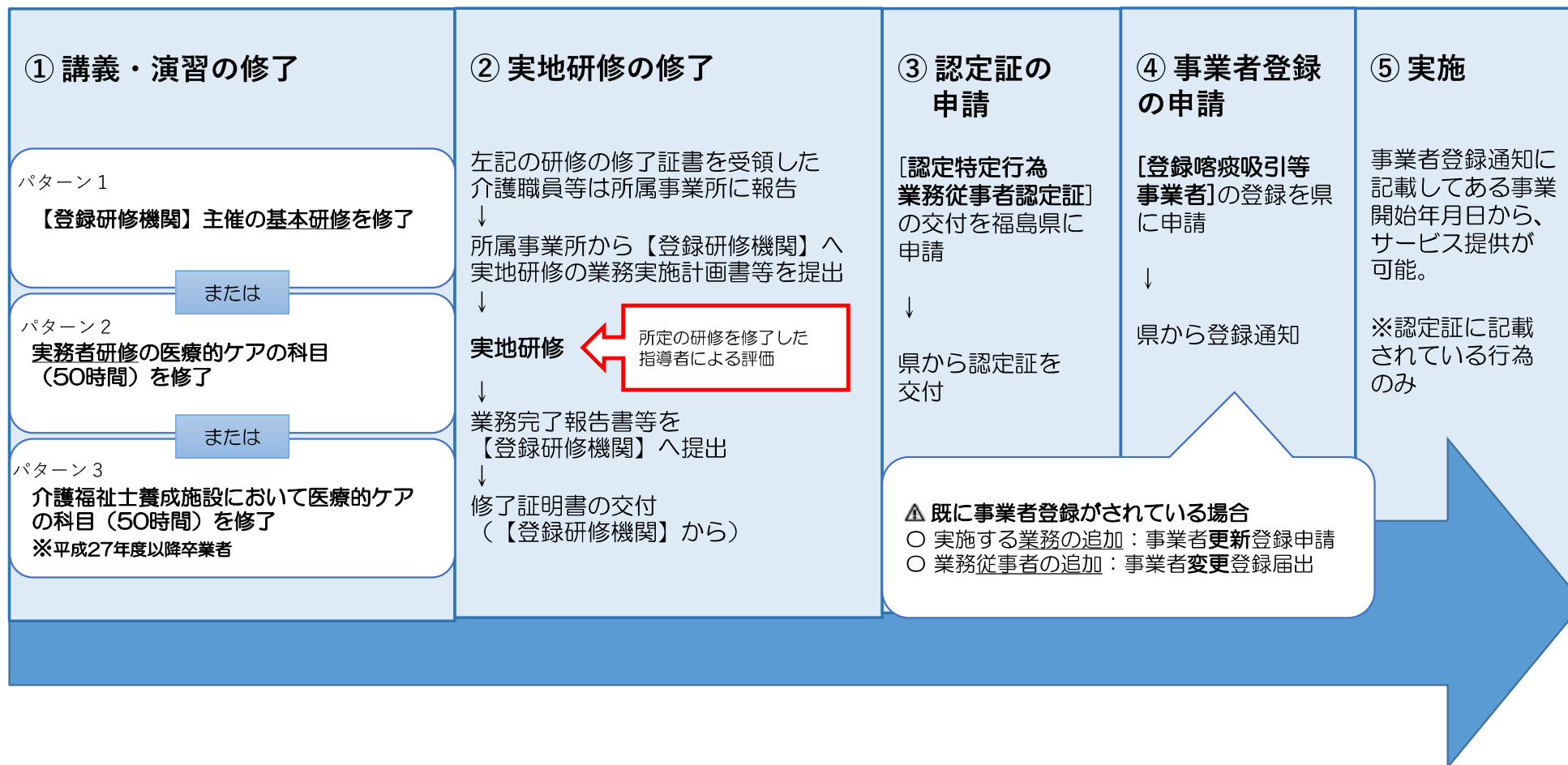
たんの吸引等について業として実施するためには、以下の登録事業者であることが必要であり、登録事業者となるためには、事業所毎に一定の基準を満たした上で県の登録を受ける必要があります。

○ 登録喀痰吸引等事業者（従事者に介護福祉士のいる事業者）

○ 登録特定行為事業者（従事者が介護職員等のみの事業者）

⚠ 登録事業者でない事業所で、介護職員により喀痰吸引等を提供した場合は、事業者及び法人等について、社会福祉士及び介護福祉士法により罰せられる場合があります。（社会福祉士及び介護福祉士法第53条第4号及び同法第56条、同法附則第23条第1号及び同法附則第26条）また、登録事業者であっても、資格を有しない介護職員により喀痰吸引等を提供した場合は、登録事業者の取り消し等の処分となる場合があります。（同法第48条の7第2号、同法附則第20条第2項）

介護職員等が喀痰吸引等業務を行うまでの流れ



喀痰吸引等研修について

○ 介護職員等が特定行為（たんの吸引等）を行うための一定の知識及び技能を習得するためには、登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修を受けることが必要です。

また、こうした研修の講師や、実地研修の指導者となる看護師等については、医療的ケア教員講習会などの指導者向け講習を受講することが必要です。

* 第3号研修（特定の者対象の研修）に関するお問い合わせは県障がい福祉課（024-521-7171）へお問合せください。

喀痰吸引等研修	不特定多数	①喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型 【第1号研修】	講義 50H 基本研修 + 各行為のシミュレーター演習 + 実地研修
		②喀痰吸引（口腔内及び鼻腔内のみ）及び経管栄養（胃ろう及び腸ろうのみ）を行う類型 【第2号研修】	講義 50H 基本研修 + 各行為のシミュレーター演習 + 実地研修 （気管カニューレ内吸引及び経鼻経管栄養を除く。）
	特定の者	③実地研修を重視した類型 【第3号研修】	基本研修 講義及び演習 9H ※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には20.5時間 + 実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてのみ。
介護福祉士の養成課程			講義 50H 基本研修 + 各行為のシミュレーター演習 + 実地研修 （登録事業者） 実地研修

注：養成課程において可能な限り、実地研修を実施。又は登録事業者において実地研修を実施

（出典）厚生労働省、喀痰吸引等研修の概要_研修過程

福島県における研修等の状況

○ 登録研修機関が実施する研修

下記登録研修機関にて、喀痰吸引等研修を受講できます。実施期間や募集内容については、登録研修機関へ直接お問い合わせください。

* 第3号研修（特定の者対象の研修）に関するお問い合わせは県障がい福祉課（024-521-7171）へお問合せください。

登録番号	登録年月日	名称 代表者（法人名）	法人住所	法人代表者 職・氏名	事業所名称	事業所代表者 職・氏名	郵便番号	住所	個人 法人の別	電話番号
07 10001	平成26年 9月 8日	社会福祉法人 みしま	福島県大沼郡三島町大字 宮下字坂ノ下659番地	理事長 齋藤 賢夫	特別養護老人ホーム 桐寿苑	施設長 秦 千代栄	969-7511	福島県大沼郡三島町大字 宮下字坂ノ下659番地	社会福祉法人	0241-48-5033
07 10003	平成29年 2月 28日	公益財団法人 介護労働安定センター	東京都荒川区荒川七丁目 50番9号	理事長 小野 晃	公益財団法人 介護労働安定センター 福島支部	支所長 橘 喜行	960-8031	福島県福島市大町7-23 朝日生命福島大町ビル7階	公益財団法人	024-523-1871
07 10004	平成29年 8月 10日	株式会社 プレゼンス・メディカル	神奈川県横浜市西区高島 1丁目2番地5 横濱ゲートタワー3F	代表取締役 今西 美砂紀	株式会社 プレゼンス・メディカル	代表取締役 今西 美砂紀	220-0011	神奈川県横浜市西区高島 1丁目2番地5 横濱ゲートタワー3F	株式会社	0120-698-789
07 10005	平成30年 2月 14日	株式会社DXO	東京都中野区本町二丁目 46-1 中野坂上セントラルビル8階	代表取締役 片貝 浩樹	株式会社DXO	代表取締役 片貝 浩樹	164-0012	東京都中野区本町二丁目 46-1 中野坂上セントラルビル8階.	株式会社	03-4265-0245
07 10006	平成30年 9月 12日	株式会社中川	宮城県仙台市青葉区小田原4 -2-18	代表取締役 中川 裕章	東北福祉カレッジ 福島校	代表取締役 中川 裕章	980-0003	宮城県仙台市青葉区小田原 4-2-18	株式会社	022-256-1931
07 10007	令和元年 6月 1日	HAPPY&SMILE株式会社	大阪府岸和田市野田町 3-6-30	代表取締役 関 枝里子	HAPPY&SMILE COLLEGE	代表取締役 関 枝里子	143-0021	東京都大田区北馬込 2-30-11	株式会社	03-5746-9220
07 10008	令和4年 4月 1日	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会	福島県福島市渡利字七社宮 111番地	会長 北村 清士	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会	会長 北村 清士	964-0904	福島県二本松市郭内 一丁目196-1 福島県男女共生福祉センター	社会福祉法人	事業所電話番号 0243-23-8306

○ 医療的ケア教員講習会

喀痰吸引指導者、喀痰吸引等研修講師、実務者研修の医療的ケア講師になるための「医療的ケア教員講習会」は、例年（公財）介護労働安定センター福島支部主催で開催されており、福島県では県費枠（県による受講料の負担）を設けています。

* 上記研修等に関する情報は、県のホームページにて随時更新しておりますので、そちらも併せてご参照ください。

福島県 喀痰吸引等 研修



福島県ホームページ：ホーム＞組織でさがす＞高齢福祉課＞介護職員等喀痰吸引等研修について

認定特定行為業務従事者認定証の申請について

- 平成24年度以降、特定の者対象の研修、不特定多数の者対象の研修を修了した方が、たんの吸引等を実施する場合は、「認定特定行為業務従事者」の認定申請が必要になります。（平成23年度末までに、一定の要件の下でたんの吸引等を行っていた方については、制度施行時の申請に基づき「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）」を発行しています。）

* 第3号研修（特定の者対象の研修）に関するお問い合わせは県障がい福祉課（024-521-7171）へお問合せください。

1-1 新たに申請される場合（平成24年4月以降の研修受講者）

- (1) 認定特定行為業務従事者認定証交付申請書
省令別表第一号、第二号研修修了者対象（様式第1号）
- (2) 住民票の写し（県外に住所地を有する者に限る）
- (3) 社会福祉士法及び介護福祉士法附則第4条第3項の
各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式第3号）
- (4) 喀痰吸引等に関する研修修了証明書の写し（原本でなく写し）

1-2 新たに申請される場合（経過措置の方）

- (1) 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書（様式第13号）
- (2) 住民票の写し（県外に住所地を有する者に限る）
- (3) 喀痰吸引に関する研修修了証明書（該当する物がある場合）及び
研修した研修内容・研修時間を示す書類
- (4) 本人誓約書（様式13-2号）
- (5) 第三者証明書（様式13-3号）
- (6) 状況確認書（様式13-4号）
- (7) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3項の
各号に該当しない旨の誓約書（様式13-1号）

2 実施可能な行為の追加など記載事項に変更があった場合

- (1) 認定特定行為業務従事者認定証変更届出書（様式第7号）

* 様式等詳細については県ホームページに掲載しています。
→ホーム＞組織でさがす＞高齢福祉課
＞介護職員等による喀痰吸引等業務の登録等について

3 結婚等により、認定証に記載されている姓が変わった場合

- (1) 認定特定行為業務従事者認定証変更届出書（様式第7号）
- (2) 認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書（様式第8号）
- (3) 戸籍謄本
- (4) すでに交付されている認定証（原本）

4 認定証を紛失し、再発行が必要な場合の書類

- (1) 認定特定行為業務従事者認定証再発行申請書（様式第9号）
- (2) 申請者の氏名、住所、生年月日が確認できる身分証
（運転免許証等の写し等）
- (3) 300円の福島県収入証紙
- (4) 返信用封筒
（送付先を記載した定形外角2封筒、必要な金額の切手を添付）

5 喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときの書類

- (1) 認定特定行為業務従事者認定証辞退届出書（様式第12号）

6 原本証明（介護福祉士登録証に「実地研修を修了した喀痰吸引等行為」の登録申請を行うために、認定証または喀痰吸引等研修修了証明書の写しへの証明）が必要な場合の書類

- (1) 認定証（修了証明書）の写し
- (2) 原本証明申請書
- (3) 申請者の氏名、住所、生年月日が確認できる身分証
（運転免許証等の写し等）

登録喀痰吸引等事業者の登録申請について

- たんの吸引等を業として行うためには、従事者が所属する事業所が、事業所ごとに一定の要件を満たしている旨の登録申請を行い「登録特定行為事業者」となることが必要です。

＊ 第3号研修（特定の者対象の研修）に関するお問い合わせは県障がい福祉課（024-521-7171）へお問合せください。

1 新たに登録される場合

- (1) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（様式第1号）
- (2) 設置者に関する書類①
 - ・（法人の場合）定款または寄附行為（登記事項証明書と同様のもの）
- (3) 設置者に関する書類②
 - ・（法人の場合）登記事項証明書（原本）
 - ・（個人の場合）住民票の写し（原本：マイナンバー無しのもの）
- (4) 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式第1-2号）
- (5) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式第1-3）
- (6) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（様式第1-4号）
※適合要件を確認するための添付書類が必要です。書類の備考欄や県ホームページを参照のうえ書類を作成してください。
- (7) 登録証等
 - ・ 認定特定行為業務従事者については認定特定行為業務従事者認定証（写し）
 - ・ 看護師等の資格を持ち喀痰吸引等業務を行う者については当該免許証（写し）

＊ 書類提出後から登録完了までに日数を要するため、事業開始の2月前までには申請してください。

＊ 様式等詳細については県ホームページに掲載しています。
→ホーム＞組織でさがす＞高齢福祉課＞介護職員等による喀痰吸引等業務の登録等について

2 実施する喀痰吸引等医療行為を追加更新する場合

- (1) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書
- (2) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（様式第1-4号）
※適合要件を確認するための添付書類が必要です。書類の備考欄や県ホームページを参照のうえ書類を作成してください。

3 2以外の変更

- (1) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（様式第5号）
 - ＊ 従事者が増加した場合は以下もご提出ください。なお、新たに増えた者だけではなく【全員分】を記載し、認定証の写しもご提出ください。
- (2) 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式第1-2号）

4 登録を辞退する場合

- (1) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書（様式第7号）

登録喀痰吸引等事業者の登録基準

1 医療関係者との連携に関する基準

- (1) 介護福祉士等が喀痰吸引等を実施するにあたり、医師の文書による指示を受けること。
- (2) 医師・看護職員が喀痰吸引等を必要とする方の状況を定期的に確認し、介護福祉士等と情報共有を図ることにより、医師・看護職員と介護福祉士との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
- (3) 喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容等を記載した計画書を作成すること。
- (4) 喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。
- (5) 喀痰吸引等を必要とする方の状態の急変に備え、緊急時の医師・看護職員への連絡方法をあらかじめ定めておくこと。
- (6) 喀痰吸引等の業務の手順等を記載した書類（業務方法書）を作成すること。

2 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準

- (1) 喀痰吸引等は、実地研修を修了した介護福祉士等に行わせること。
- (2) 実地研修を修了していない介護福祉士等に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修(※)を行うこと。
- (3) 安全確保のための体制を整備すること（安全委員会の設置、研修体制の整備等）。
- (4) 必要な備品を備えるとともに、衛生的な管理に努めること。
- (5) 上記1（3）の計画書の内容を喀痰吸引を必要とする方又はその家族に説明し、同意を得ること。
- (6) 業務に関して知り得た情報を適切に管理すること。

(※) 実地研修の内容は、登録研修機関と同様（口腔内の喀痰吸引：10回以上、その他：20回以上）。

(注) 病院・診療所は、医療関係者による喀痰吸引等の実施体制が整っているため、喀痰吸引等の業務を行う事業所の登録対象としない。

福島県へのお問合せ先

- 第1号研修・第2号研修（不特定多数の者対象の研修）に関すること：
複数の職員が複数の利用者に喀痰吸引等を実施する場合

 福島県高齢福祉課：電話 024-521-7197

- 第3号研修（特定の者対象の研修）に関すること：

在宅の重度障がい者に対する喀痰吸引等のように、
個別性の高い特定の方に対して特定の介護職員が喀痰吸引等を実施する場合

 福島県障がい福祉課：電話 024-521-7171